

確定申告の業務の留意点 2010年3月版

講師：望月哲三氏

アクタスマネジメントサービス株式会社 アクタス税理士法人 税理士

目次

I. 確定申告の概要

1. 確定申告の概要
2. 予定納税・住民税

II. 確定申告の業務スケジュール

1. 業務スケジュールの概要
2. 確定申告の事前準備
3. 確定申告書の作成
4. 確定申告書の提出
5. 確定申告後の業務

III. 所得及び税額の具体的な計算

1. 確定申告書の種類
2. 所得税計算の流れ
3. 所得区分
4. 損益通算
5. 所得控除
6. 税額の計算
7. 税額控除
8. 確定申告書作成の流れ

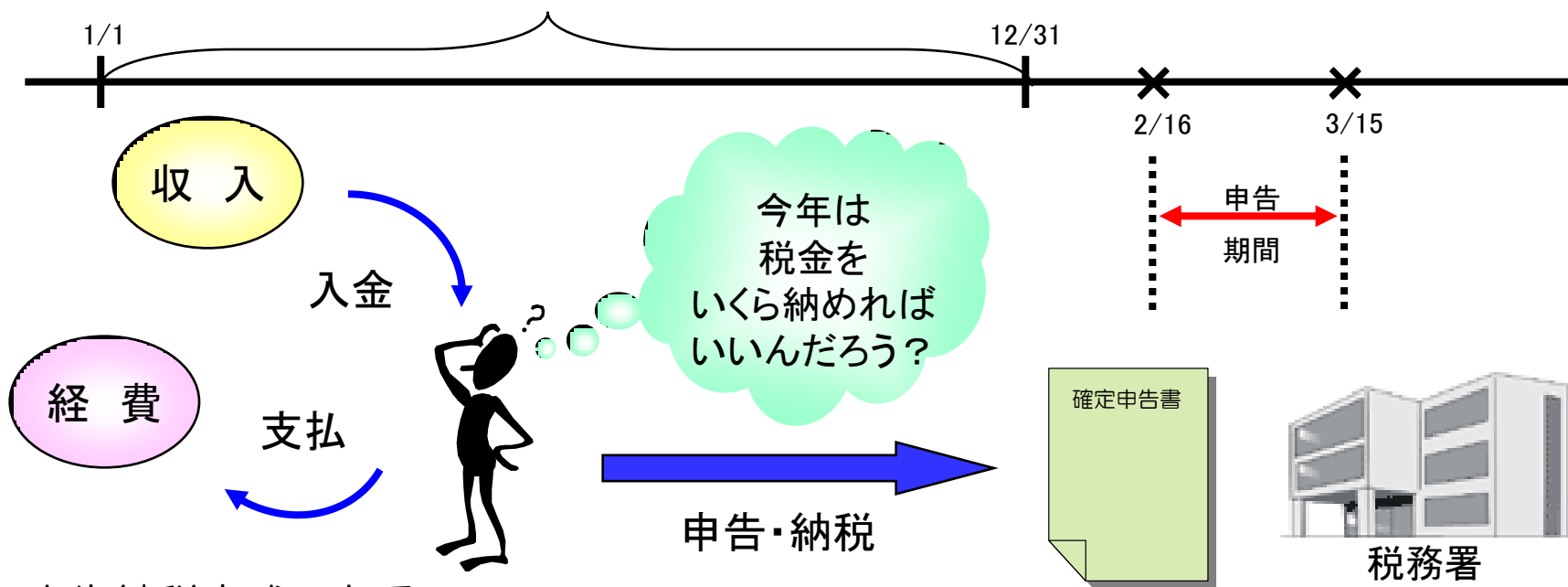
IV. 追加資料

1. 申告義務の判断
2. 確定申告をした方が有利な方

I. 確定申告の概要

1. 確定申告の概要

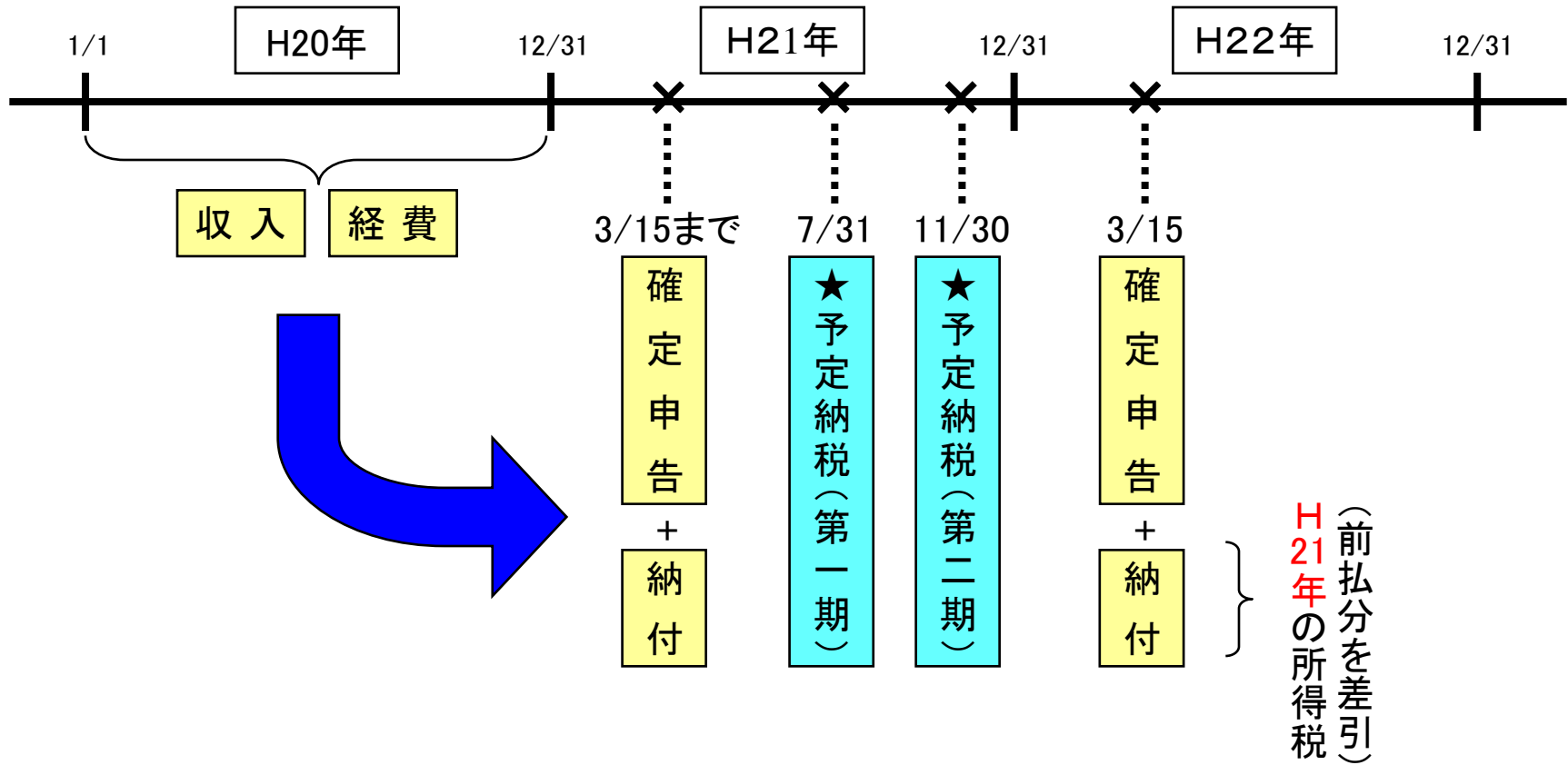
所得税の確定申告は、納税者個人が1年間の所得の金額及びそれに対応する所得税を計算し、その年の翌年2月16日から3月15日までの期間内に、納税地の所轄税務署長に対し確定申告書を提出して、予定納税額及び源泉徴収税額との過不足額を精算する手続きです。



- ・ 申告納税方式である。
- ・ 1月1日から12月31日の収入や経費を自ら集計。
- ・ 個人が、1年間の所得とそれに対する所得税を自ら計算。
- ・ 翌年2月16日から3月15日までに税務署に申告書を自ら提出する。

I. 確定申告の概要

2. 予定納税

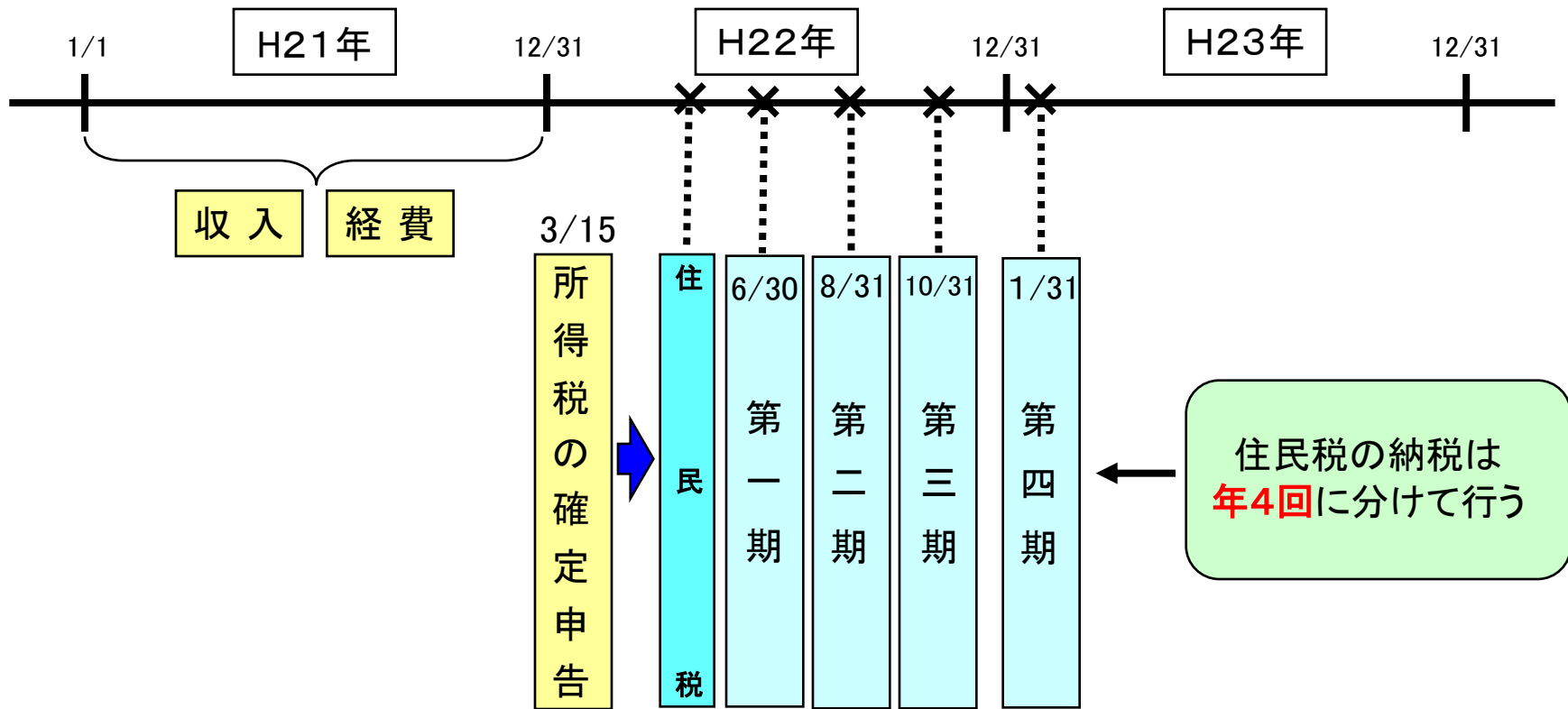


算式

$$\text{予定納税基準額} = \text{調整後所得税額} - \text{源泉徴収税額}$$

I. 確定申告の概要

2. 住民税



◆ ポイント

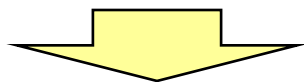
- 所得税の確定申告をすれば、住民税は、県や市が計算して通知。
- 所得税を納めた後も負担があるため、お金を準備しておく必要がある。

Ⅱ. 確定申告の業務スケジュール

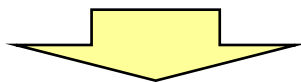
1.業務スケジュールの概要

業務スケジュールの流れは次のように、大きく4段階に区分することができます。

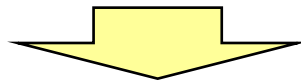
・ 確定申告の事前準備



・ 確定申告書の作成



・ 確定申告書の提出



・ 確定申告後の事後処理

Ⅱ. 確定申告の業務スケジュール

2. 確定申告の事前準備

事前準備の必要性

確定申告業務は、その年の翌年2月16日から始めるものではありません。特に、不動産賃貸や個人事業をおこなっている顧客については、年内に業務を開始することが、申告業務の品質を高め、作業を効率的に行うために重要となります。

又、消費税については、届出書の提出期限が所得税と異なっているため、これについても事前に確認する必要があります。

事前準備のメリットをまとめると以下のとおりです。

- ・ 作業を事前に行うことにより、年明けの確定申告時期の業務を軽減することが出来る。

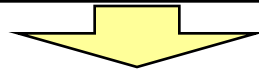
- ・ 事前の会計資料の集計結果に基づいて、顧客に決算対策の提案をするなど、コンサルティングの提供機会が増え、顧客の満足や信頼を高められる。

- ・ 事前のコンサルティングの機会を利用して、翌年の消費税の届出書の確認等を行うことにより、届出書の提出もれ等の事故を防止することが出来る。

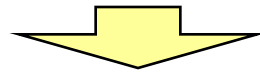
Ⅱ. 確定申告の業務スケジュール

2. 確定申告の事前準備

① 担当業務の確認、顧客への連絡及び資料の収集



② 収支状況の事前集計、仕訳入力



③ 決算予測の作成

1/1	H21年	10/31	12/31
	売上の実績値		推測
	経費の実績値		推測

1 1月分及び1 2月分を推測し、
1年間の所得金額を予測

Ⅱ. 確定申告の業務スケジュール

2. 確定申告の事前準備

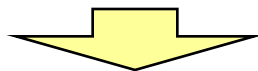
④ 納税額の試算



⑤ 決算対策

(例)

- ・ 小規模企業共済への加入
- ・ 投資用不動産の購入
- ・ 含み損のあるゴルフ会員権の売却
- ・ 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入



⑥ 消費税届出書のチェック

■ 消費税の各種届出と提出期限

届出の種類	提出期限
課税事業者選択届出書	課税期間の開始する日前まで。
課税事業者選択不適用届出書	適用を止めようとする課税期間の前課税期間末日まで。
簡易課税制度選択届出書	適用課税期間開始の前日まで。
簡易課税制度選択不適用届出書	適用を止めようとする課税期間の前課税期間末日まで。

Ⅱ. 確定申告の業務スケジュール

2. 確定申告の事前準備

⑦ 税制改正への対応

平成20年分以降の申告に係る主な改正

- ・ 住宅ローン控除の適用対象に一定の省エネ改修工事を追加

平成21年分以降の申告に係る主な改正

- ・ 上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との損益通算
- ・ 住宅ローン控除制度の改正
- ・ 平成21年及び平成22年に取得した土地等の長期譲渡所得の1000万円特別控除の創設
- ・ 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例の創設

平成22年分以降の申告に係る主な改正

- ・ 扶養控除の廃止

Ⅱ. 確定申告の業務スケジュール

3. 確定申告書の作成

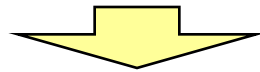
① 必要書類等の入手と基礎データの集計

主な必要書類

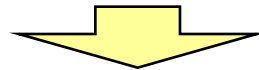
確定申告用紙一式
事業所得・不動産所得の売上・経費に係る書類
源泉徴収票
支払調書
国民年金、国民年金基金の領収書
雑損、医療費控除等領収書
小規模企業共済等掛金控除証明書
生命保険料控除証明書
地震保険料控除証明書

寄付金の領収書
住宅借入金等特別控除関係書類
財産及び債務の明細書

不動産の譲渡があった場合→売買契約書等
株の譲渡があった場合→特定口座年間取引報告書
保険金の受け取りがあった場合→支払通知書
扶養の状況に関する資料
還付加算金があった場合→所得税還付の通知書



② 確定申告書の作成



③ 顧客への報告

Ⅱ. 確定申告の業務スケジュール

4. 確定申告書の提出

—確定申告書の提出期限までに行うべき業務—

① 確定申告書の完成



② 所得税各種届出書のチェック

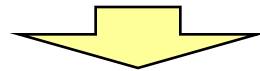
■所得税の主な届出と提出期限

届出の種類	提出期限
青色申告承認申請書 青色専従者給与に関する届出書	適用を受けようとする年の3月15日まで その年の1月16日以後に新たに開業した人は、開業の日から2ヶ月以内
棚卸資産の評価方法届出書	適用を受けようとする年の翌年3月15日まで
減価償却資産償却方法届出書	
有価証券評価方法届出書	
棚卸資産評価方法変更承認申請書	適用を受けようとする年の3月15日まで
減価償却資産償却方法変更承認申請書	
有価証券評価方法変更申請書	

Ⅱ. 確定申告の業務スケジュール

③ 顧客への最終報告と申告書への押印

- ・ 各個人が使用している印鑑の押印
- ・ 特に贈与税の申告書については、自書及び押印を依頼



④ 申告書の提出・納付

- ・ 納付書のコピーを保存
- ・ 振替納税利用の提案



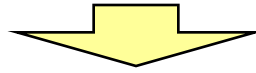
Ⅱ. 確定申告の業務スケジュール

5. 確定申告後の業務

－申告書提出後の事後処理－

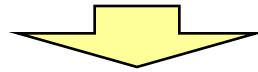
① 業務報酬の請求

- ・的確なタイミングでの請求書発行

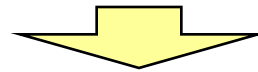


② 申告書控え・帳簿書類の管理

- ・申告書の控え及び不要な資料の返却
- ・事務所内における控えの保存



③ 振替納税の連絡



④今年度の業務における問題点の抽出と対応策の検討

Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

1. 確定申告書の種類

所得税の確定申告書様式は、主に以下の5つの様式があり、納税者の所得の種類等によって使い分けることになります。

① 確定申告書A（第一表、第二表）

申告する所得が給与所得や雑所得、配当所得、一時所得だけである場合で、予定納税額のない人が使用します。

② 確定申告書B（第一表、第二表）

不動産所得や事業所得などがある人は、確定申告書Aではなく、確定申告書Bを使用します。

Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

1. 確定申告書の種類

③ 分離課税用の申告書（第三表）

土地建物等の譲渡所得がある人、申告分離課税の株式等の譲渡所得がある人、山林所得や退職所得がある人が使用します。この申告書を使用する人は、確定申告書Bをあわせて使用します。

④ 損失申告用の申告書（第四表）

所得金額が赤字であるなどのため翌年へ繰り越す損失額がある人が使用します。この申告書を使用する人は、確定申告書Bをあわせて使用します。

⑤ 修正申告書（第五表）

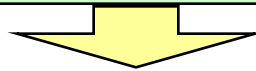
修正申告が必要な場合に使用する申告書です。

Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

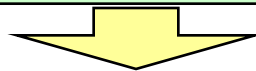
2. 所得税計算の流れ

所得税算定までの流れは、次のようになります。

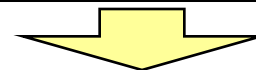
① 「所得金額」を計算する



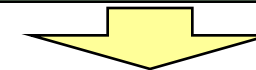
② 「損益通算」を行う



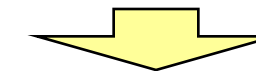
③ 「所得控除額」を計算する



④ 「課税所得金額」を計算する



⑤ 「所得税額」を計算する ((4) × 税率)



⑥ 「納付または還付税額」を計算する ((5) - 税額控除)

Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

3. 所得区分

所得税法ではその特性によって給与所得や不動産所得などのように、所得を10種類に分け、それぞれの所得ごとにいくら収入があって、いくら所得金額になるかということを経算するようになっていきます。

利	子	所	得	退	職	所	得
配	当	所	得	山	林	所	得
不	動	産	所	譲	渡	所	得
事	業	所	得	雑		所	得
給	与	所	得	一	時	所	得

① 利子所得

公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいいます。

算式 : 利子所得の金額 = 収入金額

Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

3. 所得区分

② 配当所得

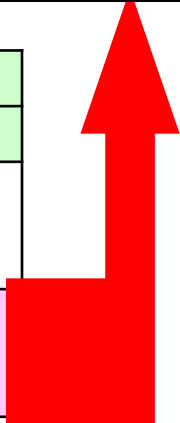
法人から受ける利益の配当、剰余金の分配（出資に係わるものに限ります。）基金利息並びに公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配による所得をいいます。

算式： 配当所得の金額＝収入金額－株式等を取得する為の負債の利子

上場株式等の売却損失と損益通算可能

平成21年～平成23年分の配当等

区分	課税方法		税率等	
			所得税	住民税
1. 上場株式等の配当等（個人大口株主が受けるものを除く） 源泉（特別）徴収 所得税7%住民税3%	いずれか選択	総合課税 （課税総所得金額）	5～40% （源泉税控除）	10% （配当控除）
		申告分離課税 （上場株式等に係る課税配当所得の金額）	7% （源泉税控除）	3% （配当控除）
		申告不要	7% （源泉徴収）	3% （特別徴収）
2. 上記以外の配当等 源泉徴収 所得税20%	原則	総合課税 （課税総所得金額）	5～40% （源泉税控除）	10% （配当控除）
	少額配当	申告不要	20% （源泉徴収）	10% （申告要）



Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

②配当所得

配当所得の申告不要制度

次に掲げる配当等については、源泉徴収された後申告するかしないかは選択とされています。

- イ. 内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等（発行済み株式の5%以上を保有する株主に係るものを除く）
- ロ. 内国法人から支払を受ける配当等で1銘柄につき1回の配当金額が10万円に配当計算期間の月数を乗じ、12で除した金額以下であるもの
- ハ. 内国法人から支払を受ける公募証券投資信託の収益の分配に係る配当等

収入すべき時期

株主総会の決議によって定めた当該配当等の効力を生ずる日

Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

3. 所得区分

③不動産所得

マンションやアパートなどの不動産や不動産の上に存する権利などの貸付によって生ずる所得をいいます。

算式 : 不動産所得の金額 = 総収入金額 - 必要経費

事業的規模の適否について

判定の基準：社会通念上事業と称するに至る程度の規模の貸付を行っているか否か

→建物の貸付については、通常5棟10室基準で判定

<事業的規模である場合の特典>

- ・ 固定資産の資産損失 → 全額必要経費算入
- ・ 事業専従者給与 → 必要経費算入
- ・ 青色申告特別控除 → 65万円控除可
- ・ 延納に係る利子税 → 必要経費算入

→事業税の課税に注意！



Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

3. 所得区分

④ 事業所得

製造業・卸売業・小売業などの営業所得、農業者の農業所得、医師・弁護士など自由業者の事業所得をいいます。

算式： 事業所得の金額＝総収入金額－必要経費

< 必要経費の重要論点 >

- ・ 減価償却資産の償却費
→ 強制償却、法定償却方法（定額法）
- ・ 事業専従者給与
→ 青色申告者 3月15日までに給与等の届出が必要
→ 白色申告者 50万円(配偶者の場合は86万円)と
「事業所得の金額」を、「専従者の数に1を加えた数」で除した金額の
いずれか低い金額

→ 生計一親族に支払う金額は、原則、必要経費にならない



IV. 追加資料

(生計を一にするの意義)

2-47 法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

3. 所得区分

⑤ 給与所得

サラリーマンの給与、賃金、賞与などのように、雇用関係に基づいて支給されるこれらの性質を有する給与をいいます。

算式 : 給与所得の金額 = 収入金額 - 給与所得控除額

⑥ 退職所得

退職手当、一時恩給その他退職によって一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与による所得をいいます。

算式 : 退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

< 退職所得控除額 (原則) >

勤続年数が20年以下の場合 勤続年数 × 40万円 (最低80万円)

勤続年数が20年を超える場合 800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

3. 所得区分

⑦ 譲渡所得

資産の譲渡によって生じた所得をいいます。資産には土地、建物や株式、著作権なども含まれます。

算式： 譲渡所得の金額 = (総収入金額 - 取得費・譲渡費用) - 特別控除

(注：特別控除額は最大50万円)

< 譲渡所得の区分 >

総合課税の譲渡所得

総合短期 (その取得の日以降譲渡の日までの所有期間が5年以下)

総合長期 (その取得の日以降譲渡の日までの所有期間が5年超)

土地建物等の譲渡所得

分離短期 (譲渡のあった年の1月1日において所有期間が5年以下)

国税30% 地方税9% 合計39%

分離長期 (譲渡のあった年の1月1日において所有期間が5年超)

国税15% 地方税5% 合計20%

株式等の譲渡所得

原則 国税15% 地方5% 合計20%

上場株式等については、国税7% 地方税3% 合計10%

Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

3. 所得区分

⑧ 山林所得

山林の伐採による所得又は山林の譲渡による所得をいいます。また、山林の取得後5年以内に伐採、売却した場合は、事業所得または雑所得になります。

算式： 山林所得の金額＝総収入金額－必要経費－特別控除額

（注：特別控除額は最大50万円）



Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

3. 所得区分

⑨ 一時所得

利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的所得で、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいいます。

算式 : 一時所得の金額 = 収入金額 - 支出金額 - 特別控除額

(注：特別控除額は最大50万円)

(注：総所得金額を計算する場合には、一時所得の金額の2分の1に相当する金額が、他の所得と総合されることとなります。)

< 一時所得の具体例 >

- ・ 懸賞、クイズの賞金、賞品、競馬、競輪の払戻金
- ・ 生命保険の満期保険金、長期損害保険の満期返戻金
- ・ 法人から贈与された金品
- ・ 借家の立退料
- ・ 拾得物の報労金
- ・ 法人からの贈与により取得した金品
- ・ 生命保険、傷害保険の自己以外の者の死亡保険金で、自己が保険料を負担していたもの

Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

3. 所得区分

⑩ 雑所得

利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいいます。

算式

公的年金等以外 雑所得の金額 = 総収入金額 - 必要経費

公的年金等 雑所得の金額 = 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額

< 雑所得の具体例 >

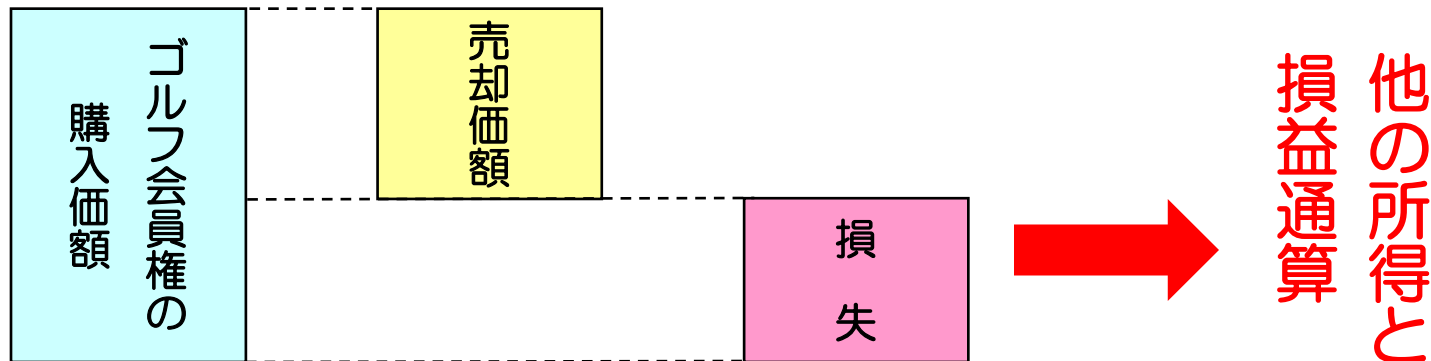
- ・ 公的年金等
- ・ 学校債、組合債の利子
- ・ 公社債の償還差益又は発行差益
- ・ 国税、地方税の還付加算金
- ・ 人格のない社団、財団からの収益の分配金
- ・ 郵便年金、生命保険年金
- ・ 著述業以外の者の原稿料、講演料
- ・ 採石権、鉱業権の使用料
- ・ 特許権等の使用料
- ・ 非営業の利子



Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

4. 損益通算

所得はいつも黒字になるとは限りません。赤字になるケースも生じます。例えば、ゴルフ会員権を売却して得た収入は、総合課税の譲渡所得となりますが、購入した金額よりも安い金額で売却した場合の所得は、マイナス（赤字）になります。こうした赤字は所得を合計するときに「損益通算」することができます。



損益通算できる損失（特殊な損失を除きます。）

不動産所得、事業所得、総合課税の譲渡所得、山林所得

損益通算できない損失

配当所得、給与所得、退職所得、一時所得、雑所得、
個人に対する資産の低額譲渡により生じた損失

Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

4. 損益通算

損益通算の順序

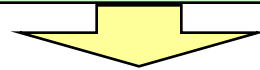
1 次通算

経常所得グループの損益通算

給与所得、配当所得、利子所得、不動産所得、事業所得、雑所得

譲渡・一時所得グループの損益通算、

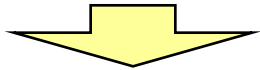
総合課税の譲渡所得、一時所得



2 次通算

総合課税となる所得の損益通算

(経常所得グループと譲渡・一時所得グループの損益通算)



3 次通算

山林所得及び退職所得と

「2次通算後の総合課税となる所得」の通算

Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

5. 所得控除

損益通算が終了し、所得の計算を終えたら、所得控除額の計算を行います。所得税法では、課税所得金額を計算する際、社会政策上の要請などから、14種類の項目について、所得控除として所得の合計額から、一定額を控除することになっています。

<所得控除の種類>

雑 損 控 除	障 害 者 控 除
医 療 費 控 除	寡 婦 (夫) 控 除
社 会 保 険 料 控 除	勤 労 学 生 控 除
小 規 模 企 業 共 済 掛 金 控 除	配 偶 者 控 除
生 命 保 険 料 控 除	配 偶 者 特 別 控 除
地 震 保 険 料 控 除	扶 養 控 除
寄 付 金 控 除	基 礎 控 除

Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

①.医療費控除

医療費控除は、本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合に適用があります。この適用を受けるためには、確定申告書の所定の欄に、医療費の控除に関する事項を記載し、支払った医療費の領収書等を確定申告書又は医療費の明細書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示することが必要です。

医療費控除の計算式は以下のとおりです。

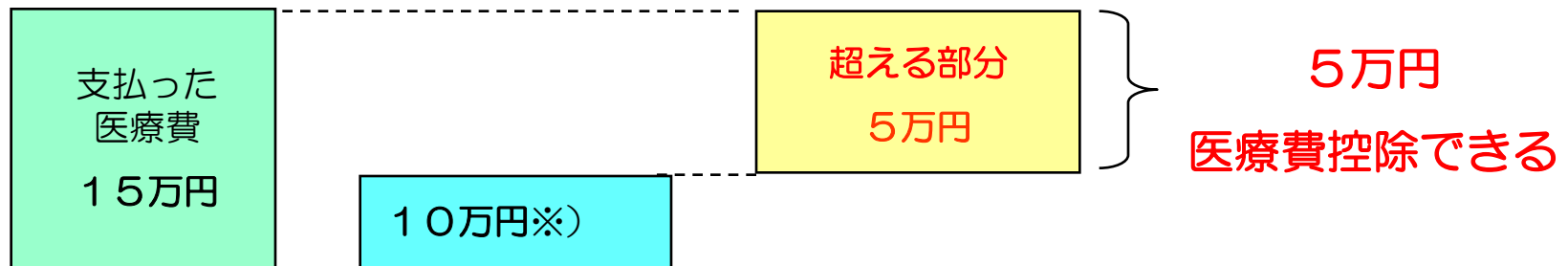
<医療費控除の計算方法>

①所得が200万円未満の場合

1年間に支払った医療費－保険金などでの補填額－所得金額×10%

②所得が200万円以上の場合

1年間に支払った医療費－保険金などでの補填額－10万円



※総所得金額の5%と10万円の小さい金額

Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

「医療費」の範囲は、例えば、次のような取扱いとなっています。この他、判断に迷うものがあれば、条文や通達等で確認してください。

【医療費控除の可否】

- 人間ドック費用 → × ただし、病気が発見されて治療を引き続き行った場合は○
- タクシー代 → 急な発作等、やむを得ない場合以外は×
→ 出産での入退院時のタクシー代等は○
- 自家用車で通院する場合のガソリン代、駐車料金 → ×
- マッサージ、はり治療 → ○（ただし、健康維持のための師術費は×）
- 差額ベッド代 → ×（ただし、医師の指示等、特別の理由がある場合は○）



Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

②.地震保険料控除

地震保険料控除は、本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族が有する家屋で、常時その居住の用に供するもの等について、地震等による損害により生じた損失の額を填補する保険金等が支払われる損害保険契約等に係る保険料等を支払った場合、及び、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る損害保険料を支払った場合に控除されます。

<地震保険料控除の計算方法>

地震保険料控除額は50,000円を限度として、次の①と②の金額の合計額となる。

① 地震等損害保険契約

- | | |
|-----------------------|---------|
| ・支払った保険料の金額が50,000円以下 | 支払った金額 |
| ・支払った保険料の金額が50,000円超 | 50,000円 |

② 長期損害保険契約

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| ・支払った保険料の金額が10,000円以下 | 支払った金額 |
| ・支払った保険料の金額が10,000円超20,000円以下 | 支払った金額 $1/2+5,000$ 円 |
| ・支払った保険料の金額が20,000円超 | 15,000円 |

Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

③.扶養控除

扶養控除とは納税者本人に、扶養親族がいる場合に、扶養親族1人につき、38万円から、98万円までの金額が控除される制度です。扶養控除の対象となる扶養親族とは、その年の12月31日の現況で次の四つ要件のすべてに当てはまる人です。

- (1) 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)や市町村長から養護を委託された老人であること。
- (2) 納税者と生計を一にしていること。
- (3) 年間の合計所得金額が38万円以下であること。
- (4) 原則として、青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

<合計所得金額とは>

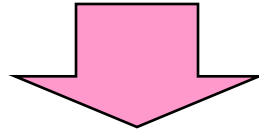
合計所得金額とは、次の1と2の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前）の合計額を加算した金額）です。

1 事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の合計額

（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）

2 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）の2分の1の金額

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。



つまり、合計所得金額 = 損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合における課税標準の合計額

Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

<所得控除の順序>

・所得控除相互の控除の順序

所得控除のうち、雑損控除だけは、他の控除と区分して最初に所得金額から差し引くことになっており、雑損控除以外の所得控除については、その後に控除することになります。

・それぞれの所得について差し引く順序

所得控除は、総所得金額、分離課税の短期譲渡所得金額、分離課税の長期譲渡所得金額、分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額、分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得の金額、退職所得の金額の順で差し引きます。

Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

6. 税額の計算

所得の金額が算出されたら、それぞれの所得に応じた税率を乗じて、税額を計算します。このうち、課税総所得金額及び課税退職所得金額に対する税率は、課税標準を多段階に区別し、所得が多くなるにしたがって段階的に高い税率を適用する「超過累進税率」によっています。納税者のなかには、税率が所得全体に対して掛けられていると勘違いしている方もいると思いますので、税率構造を良く理解しておく必要があります。課税総所得金額及び課税退職所得金額に対する税額は、次の速算表により計算します。

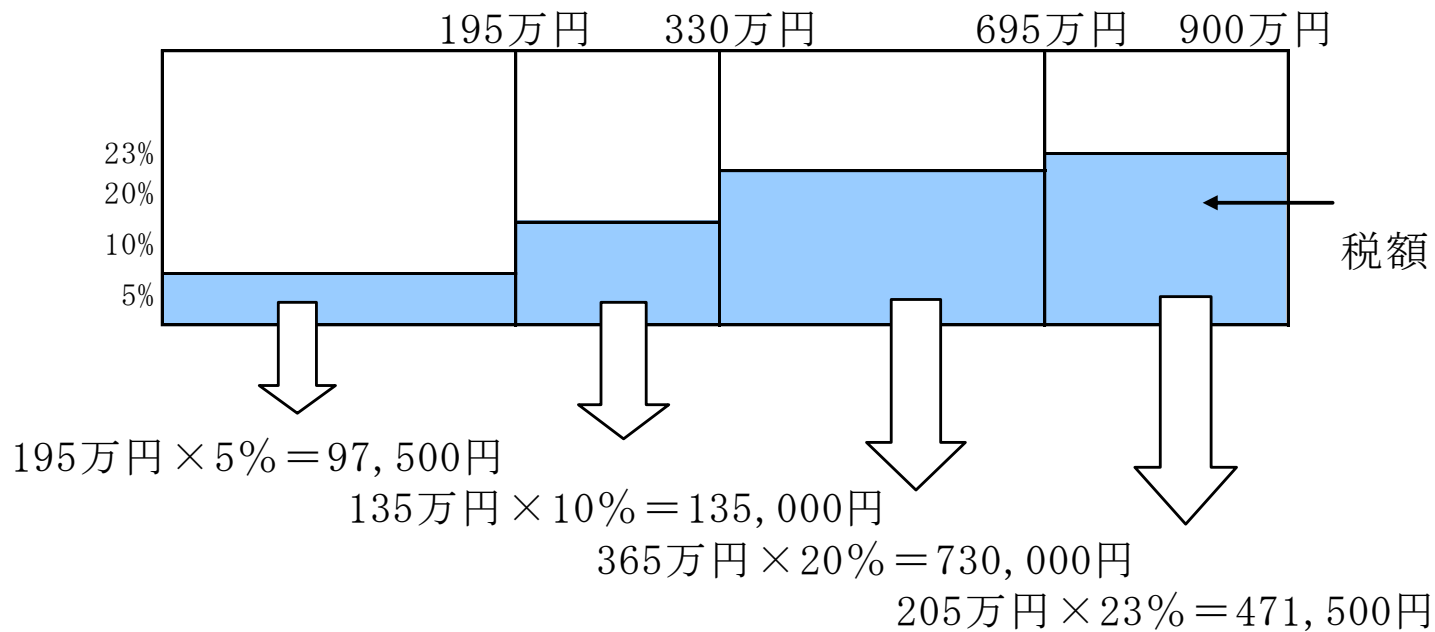
【所得税の速算表】

課税所得金額（千円未満切捨て）	税率	控除額
1,000円～1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円～3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円～6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円～8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円～17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円以上	40%	2,796,000円

Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

【超過累進税率】

例えば、課税総所得金額900万円の場合の所得税額計算。



97,500円 + 135,000円 + 730,000円 + 471,500円 = 1,434,000円 (税額)

Ⅲ. 所得及び税額の具体的な計算

7. 税額控除

所得控除適用後の課税所得金額をもとに税額が計算できたら、ここで、税額控除の適用の可否を検討します。所得控除は、税額を計算するもとになる所得から控除するので、概ね「控除金額×税率」分だけ税額が低くなりますが、税額控除は税額から控除しますので、税額控除の適用を受けた金額分、そのまま減額されることになります。税額控除には以下のようなものがあります。

- ・ 配当控除
- ・ 住宅取得借入金等を有する場合の所得税額の特別控除
- ・ 試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除
- ・ 情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除
- ・ 教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除
- ・ 外国税額控除

IV. 追加資料

1. 申告義務の判断

所得税の場合は、法人税と異なり、すべての人が毎年、確定申告をしなければならないわけではありません。

その年分の課税所得が所得控除を超え、その税額が配当控除額を超える場合に該当する個人が、所得税の確定申告書を提出する義務を有することとなります。

ただし、その年中の給与の金額が2,000万円以下である者が、年末調整の適用を受け、かつ、給与等以外に多額の所得がないときには、確定申告書を提出する義務が無いこととされています。すなわち、サラリーマンであれば、多くの方が、この規定に該当しますので、確定申告を行わなくともよいこととされているわけです。

申告義務がある人、又は、申告義務がない人の具体列を挙げると、次のようになりますが、一度は所得税法条文をきちんと確認しておくとい良いでしょう。

IV. 追加資料

1. 申告義務の判断

■申告義務がある人の例

- ① サラリーマンで1年間の給与収入が2,000万円を超えている人
- ② 2ヶ所以上の会社から給与をもらっている人
- ③ サラリーマンでサイドビジネスなどを行っていて、主たる給与収入と退職所得収入以外の所得の合計が20万円を超えている人
- ④ 事業所得や不動産所得などがある個人事業者で納付税額のある人
- ⑤ 同族会社の役員などで、その会社から給与のほかに貸付金の利子や、家賃などの支払いを受けている人
- ⑥ 土地、建物、株式などを売却した人
- ⑦ 給与と年金をもらっている人 など

■申告義務がない人の例

- ① 1年間の所得合計が、すべての所得控除額の合計額より少ない人
- ② 給与等を1箇所から受け、給与・退職所得以外の所得合計が20万円以下の人 など

IV. 追加資料

2. 確定申告をした方が有利な人

確定申告することが義務付けられない人についても、確定申告をすることにより、税金が還付される場合があります。

この場合は、確定申告を行うことが有利となりますので、義務がなくとも申告書を提出することになります。ただし、会計事務所が申告業務の依頼を受ける場合には、申告により還付される税額と業務報酬との大小について、あらかじめアドバイスしておくようにしたほうが良いでしょう。

■申告した方が有利になる人の例

- ① 医療費を多額に支払った人
- ② 住宅ローン控除を受ける人
- ③ マイホームを売却して損失が出た人
- ④ ゴルフ会員権を売却して損失が出た人
- ⑤ 寄付金控除を受ける人
- ⑥ 災害や盗難などの被害に遭った人 など

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所											氏名			
												[受給者番号]			
												[フリガナ]			
										[役職名]					
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額		源泉徴収額										
	円	円	円	千円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数	障害者の数	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額								
有無等	円	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(概要)住宅借入金等特別控除可能額										国民年金保険料等の金額		配偶者の合計所得		千円	
												千円		円	
												千円		円	
未就業者	乙種	本人が障害者	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	第六種	第七種	第八種	第九種	第十種	第十一种	第十二種	第十三種
中途就・退職	受給者生年月日														
就職退職	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
支払者	住所(居所)又は所在地														
氏名又は名称	(電話)														
整理欄	①	②													



〒107-0052

東京都港区赤坂3丁目2番12号 赤坂ノアビル6F

【 TEL 】 03-3224-8888

【 FAX 】 03-5575-3332

【 URL 】 <http://www.actus.co.jp>

【 MAIL 】 tetsuzo.mochizuki@actus.co.jp

(望月哲三)